



認定番号 H19-3-8号

宮城県「新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者」に関する認定書

住 所 大郷町中村字原町19

氏 名 株式会社リセルバー

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者として下記のとおり認定します。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



記

認定に係る新商品	リセルバー
認定年月日	平成20年3月17日
認定の有効期間	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
特記事項	認定番号 H17-1-17 の継続承認。 (前認定期間 H17年7月20日～H20年3月31日)
その他	1 今回の認定は、県における実際の購入、調達を保証するものではありません。 2 今回認定を受けた申請書の記載内容に変更等が生じた場合には、所定の様式により知事に変更申請を行うこと。 3 上記の有効期間内であっても、次に掲げる場合には認定を取り消す場合があるので留意すること。 (1) 認定された申請書の内容に従って事業を実施していないと認められるとき。 (2) 地方自治法施行規則第12条の3の2第1項に定める認定の確認事項に適合しなくなったとき。 (3) 偽りその他の不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。 4 認定に係る内容や事業実施の状況等を確認するため、必要な報告を求めることがあります。 5 認定に係る新商品の商取引等においては「宮城県新商品特定随意契約制度認定商品」又は「宮城県特定随意契約制度認定新商品」の旨を表示することができます。 6 5の表示をした印刷物等を作製する場合には、実際の商取引等に使用する前に知事に届け出ること。